

広川町告示第70号

広川町子ども遊び場づくりワークショップ設置要綱

(趣旨)

第1条 広川町まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。」の実現のため、身近な公園で子ども達を安心して遊ばせることが出来る子どもの遊び場を整備するために、その基本構想の策定に当たり、広く町民の意見を集約し町民との協働による子ども遊び場づくりを推進することを目的として、広川町子ども遊び場づくりワークショップ（以下「ワークショップ」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、子ども達の活気あふれて利用される公園整備を行い、町民に広く利用されるよう次の事項について協議を行う。

(1) 町民ニーズに沿った子ども遊び場づくりについての事項

(2) 整備すべき施設の基本計画、維持管理及び検討課題についての事項

(委員)

第3条 ワークショップに参加する委員は20名以内とし、公募による応募者のうちから町長が委嘱する。

2 公募の方法については、別に定める。

(会議)

第4条 ワークショップは町長が招集し、会議の運営は事務局（建設課）が行う。

(謝礼金)

第5条 ワークショップに参加した委員には、謝礼金として1回当た

り 2, 0 0 0 円を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第 6 条 ワークショップの庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し  
必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 9 年 6 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって、その効力を失う。